

平成30年6月一般質問(30年6月8日)

1. 公共施設再配置PFI事業の見直しの取り組みについて

- (1)検証結果として、PFI手法とした契約内容等に多くの指摘事項が示されましたか、これらの確認状況と対応はどのようにですか。
- (2)見直し事業のスケジュールは、どのように考えていますか。
- (3)事業内容の見直しに伴うSPCとの協議の進捗状況と内容はどのようにですか。
- (4)見直し方針の説明会で得られた意見は、どのような内容ですか。また、その意見を今後どのように生かされる考えですか。
- (5)見直しによる削減額または規模縮小の目標、効果をどのように考えていますか。

2. 個別外部監査の実施内容について

- (1)平成28年度と29年度に実施された公共施設再配置第1次プロジェクト事業の監査内容と監査結果はどのようにですか。
- (2)公共施設再配置第1次プロジェクト事業の監査報告書にて指摘された事項や意見の内容はどのようにですか。また、対応はどのようにしましたか。
- (3)公共施設再配置第1次プロジェクト事業で、1年間に540万円ほどの経費を使用している個別外部監査制度を、どのように評価していますか。

3. 地域学校協働活動の推進について

- (1)今までの地域との連携による諸活動の推進の内容と実績はどのようにですか。また、どのように評価していますか。
- (2)中央教育審議会答申において、社会に開かれた教育課程の実現を目指すとされていますが、さらなる推進のために、今後の取り組み内容をどのように考えていますか。

(渡辺信行) 市民クラブの渡辺信行です。議題1で、公共施設再配置PFI事業を取り上げました。冒頭申し上げますが、この質問をしますと市長に反発しているように受けとめられる人がみえますが、そうではなく、行き着くところ契約を締結した事業に対して見直しが正当であって、見直そうとする事業が市民のための適正な内容であり、そして西尾市の新たなまちづくり、公共施設再配置の効率的・効果的な施設の維持管理、運営、配置になることを願っての質問であります。

さて、この事業が全国的に注目されていることを改めて感じております。時々講読しています総合情報誌の月刊ファクタ、週刊ダイヤモンドに掲載されていました。記事の内容は雑誌により論評の相違はありますが、見出しへ「自共結託、PFI崩しの代償」、「PFI事業見直しが闇試合」、

「先進のPFI方式が迷走」といったもので、批判や不安材料が述べられていました。さらに驚いたのが、4月25日の衆議院内閣委員会のPFI法改正に伴う質問で、自民党の杉田議員が西尾市のPFI事業を取り上げたことあります。20分以上にわたり西尾市のPFIを取り上げていましたので、国会ではなく西尾市的一般質問のような感じでありました。

質疑・応答の一部を紹介させていただきますと、杉田議員いわく、西尾市の検証は従来の方式による検証であって、西尾市の新しい方式による検証ではないという印象を受けたとか、西尾市職員組合による考察に疑義があるという発言がありました。また、内閣府の見解としては、サービスプロバイダ方式、性能発注方式を取り入れていることを評価していることや、大手企業を排除して地元企業を優先的に入れている方式を支援していくというものがありました。

総論として、PFI事業を広く市民に理解していただけるよう、西尾市が一丸となって取り組んでいかなければならないこと、見直しを行いつつもPFI事業の必要性を認めた上で、さらにPFI事業を進めるべきということで、PFIの有効性を認め、進めることを評価していると答弁されました。そのほかにも、内閣府特例担当大臣のPFI事業の考え方方が述べられていました。長くなりますが省略いたしますが、西尾市でも問題とされています市民の理解、自治体の責務、事業に取り組む人材の育成などが述べられていました。市長は当然、見られたと思いますが、職員の方で見ていない方はネットで見ることができますので、ぜひ見ていただきたいと思います。

それでは、議題1 公共施設再配置PFI事業の見直しの取り組みについて質問いたします。

この議題は3月議会でも取り上げました。その際は、見直しの方針が出される直前でありましたので、凍結・見直しに至った市長の思いを確認させていただきました。6月議会では、工事内容の見直しについては、今後、検討されることとなっていますし、SPCと協議中ということありますので、見直しに伴う考え方などについてお聞きします。

3月5日に全員協議会を開催され、見直し方針が示されました。事業内容の変更とは別に事務取扱い内容について、いろいろな指摘をされたことが印象に残っています。

まず初めに、PFI手法とした契約内容の指摘事項についてあります。多くの事柄が示されました。メモをとりましたので、改めて言葉にさせていただきます。

VFMの算出方法が、内閣府が定めるガイドラインに示されたものとは異なる方法を用いており、約199億円に減額した際の評価はしていないこと。そしてPFI事業を行うに当たり、VFMがあるとした判断が正しかったのか疑問が残っていること。仮契約を締結するときに、サービス対価予定額の変更がなされていないまま契約を締結していること。買取り費用は、包括発注をするなどを前提とした全体統括業務に係る人件費やモニタリング業務の人件費など、必要でないと思われる費用が含まれていること。これにより財政負担削減額が低下し、市にとって不利になると考えられること。160施設の維持管理業務は、当初の削減見込額を大きく下回っていること。SPCの維持組成費が何に使われているのか疑問なこと。提案金額の検証については一連の手続の経緯に整合性がなく、適正な事務手続が行われたのか誤解を生じさせるものとなっていること。契約書は、西尾市契約規則により記載が求められている内容が欠けていること。預託金制度は、使用できる対象範囲が明文化されていなく、公金の使途としては問題があることなどあります。これらは、あくまでも検証室の所見であり、資産経営戦略課とは調整していかなかったとしておりましたが、本当にこれだけの指摘が正しいのか、きちんと確認していただかなければなりません。

名古屋大学の恒川准教授の見解としては、契約に不備があるとは思っていないということであり、検証結果には本質的に何が間違っているのかという指摘もないとされていました。不備があったとしたら、正しい方向に導かなければなりません。指摘だけして終わりということにはなりませんので、まずはきちんと確認をし、不備があれば対応策を考えていることだと思いますので、それらの考え方をお聞きします。

質問要旨(1)検証結果として、PFI手法とした契約内容等に多くの指摘事項が示されましたか、これらの確認状況と対応はどのようにですか。

(企画部次長) VFMにつきましては、株式会社五星から算定根拠となった資料を取り寄せ、数字の正当性についての確認作業を行いました。確認作業を行う上で、株式会社五星からの聞き取りを行う必要があることから、ヒアリングについて要請を行いましたが、契約期間が終了していることを理由に断られております。このため、特定事業選定時に評価したVFMについては、国の定めるガイドラインに従って算定されていないことは確認しておりますが、国の定めるガイドラインどおりに行わなかった理由や評価の正当性についての確認はできておりません。

VFM以外の市の手続に関する指摘事項については、債務負担行為の議決の時期等も含め、現時点で、これらの指摘が直ちに契約関係に影響を及ぼすほどの瑕疵ではないと判断しております。

(渡辺信行) 再質問します。今の答弁ですと、VFMについては正当性の確認はできていない。ほかのものについては、直ちに契約関係に影響を及ぼすほどのものではないということですが、指摘事項の今後の対応はどのように考えているのかお聞きします。

(企画部次長) 検証は、7項目にわたり行っております。このうちVFMの検証につきましては、先ほどご答弁申し上げたとおりであります。これ以外で、今後の課題と指摘しております事項として、包括マネジメント業務に関する費用やSPCの維持組成費などがあります。これらは、中期的な視点での対応が必要であると考えられますので、今後も精査を行っていく必要があると考えております。

(渡辺信行) 再質問します。今後も精査を行っていく必要があるということですが、指摘をした以上は、指摘事項に対して結論を出さなければ筋が通りませんので、きちんと調査していただけると理解してよろしいですか。

(企画部次長) 指摘したところで疑義が残るといった文書もあります。今後、経過を見るべきものとした文書もあります。先ほどの五星の例ではありませんけれども、検証できなかつたものについてはだめですけれども、検証できるものにつきましては今後とも対応していきたいと考えております。

(渡辺信行) 今、答弁がありましたけれども、当然、検証できなかつたものは検証できなかつたという結論になるわけですので、検証したら検証した結果というものを出していただかなければ

いけないと思います。それで、きちんと調査していただいたら、当然のことですけれども市民や議会への報告はしていただけるということでよろしいですか。

(企画部次長) 何らかの機会を捉えて公表してまいりたいと考えます。

(渡辺信行) 指摘された項目ごとに精査結果と対応を整理していただき、議会の報告は全員協議会または部会という正式な会議での報告をお願いします。市長、よろしいですか。

(市長) そういう形で対応をさせていただきたいと思います。

(渡辺信行) 次に、事業の見直し方針について一定の方向性が出されました。詳細については、今後検討していくことと思いますが、新しいまちづくりの出発点となる公共施設再配置として、少し寂しい内容であると感じております。市民アンケートを中心とした内容であり、これなら当初から市民に一定の事業案を提示し、アンケートを実施して決めればよかったような内容あります。どちらかが正しいということは言いませんけれども、資産経営戦略課が市民と協議してきた時間は相当なものであります。承知してみえると思いますが、市長が見直しを行うために市民の意見を聞かれた何倍、何十倍とかかわってきた経緯があります。市民による再配置検討ワーキンググループや再配置モニター、実施計画に対するパブリックコメントや市民説明会、市民ワークショップ、市民・有識者会議、市民協働ガイドによる再配置・PFI事業説明会など、振り返ってみると多くの市民が携わってきたものです。これからはSPCとの協議とともに、詳しい事業内容の検討に入っていきますが、何事も計画を組んで進めなければなりません。

そこで、見直し事業のスケジュールはどのように考えているのかお聞きします。

質問要旨(2)見直し事業のスケジュールは、どのように考えていますか。

(企画部次長) きら市民交流センター(仮称)支所棟につきましては、現在、見直し案の取りまとめを急いでおります。まとまり次第SPCに提示し、協議を行ってまいります。また、アリーナ棟につきましては、支所棟の見直し案との調整を図りながら、どのような機能を持たせるかといった検討を進めてまいります。旧一色支所の本庁舎につきましては、一色地区住民の意向を反映させる必要があると考えております。

その他の施設につきましては、契約書に基づきSPCに見直し内容を提示し、合意できるよう協議を進めてまいります。

(渡辺信行) 再質問します。これから協議をしていく、これから検討を進めるということですが、時期的なスケジュールはどのように考えていますか。

(企画部次長) 現在、契約書に基づき見直しの協議を請求するための文書を作成中であります。きら市民交流センター(仮称)を除く変更案について、6月中にはSPCに提出できるよう作業を進めているところであります。

(渡辺信行) 再質問します。全体のスケジュールが見えてきませんけれども、どのように考えているのかお聞きします。

(企画部次長) まずは、SPCとの協議を早く進めなければなりませんので誠心誠意努め、今後の動向を見ながら進めてまいりますので、ご理解をいただきますようお願ひいたします。

(渡辺信行) SPCとの協議次第という感じであります。そうであるとしても、市としての予定、スケジュールがあるのではないかですか。このあたりを整理していただき、企画総務部会で事業見直しの状況とともに報告していただくことを要望しておきます。

次に、今回、契約した状況内容を見直すものでありますので、当然、契約相手のSPCとの合意が必要となります。見直し事業の内容が明らかにならないと協議が進まないと思いますが、協議状況についてお聞きします。

質問要旨(3)事業内容の見直しに伴うSPCとの協議の進捗状況と内容はどのようにですか。

(企画部次長) 5月以降に4回、SPCとは協議を行っております。内容は、現在、基本設計の段階で作業をストップしている費用の精算や増加費用の内容等について行っております。

今後は、見直し方針について契約書に基づき、市から業務要求水準書の変更案等をSPCに通知し、この通知に基づく協議を求めていくこととなります。

(渡辺信行) 3月5日に見直し方針が出され、最初の協議が5月10日ということで2ヶ月間、何をしてきたのか。市からSPCに申し出たが、SPCの都合というか、応じてこなかったと認識していると企画総務部会で話がありました。両者にそれぞれ言い分があるとしても、難航しているように感じます。さきに述べた指摘事項があるにしても、今回の見直しは市側からの申し出でありますので、市側が誠意を持って対応すべきではないでしょうか。

3月議会でも述べましたが、SPCも市民であり、西尾市のための適正な見直し内容であれば理解は得られるものだと思います。SPCと信頼関係を築き、協働のまちづくりがされることを願っていますし、そのようにしていただきたいと思います。

再質問します。5月10日に協議が行われました。それから一月ほど経過しています。もっとスピード感を持ってやってるべきではないですか。市長、そのあたりの考え方と今後の予定はどうですか。

(市長) 既に8月ぐらいまでは協議の日程が決まっているかと思います。その中で、事前に当日々こういった課題で協議しましょうということを今後決めながら進めておりますけれども、内容については、お互いの考え方には隔たりがあるものについては時間がかかることがあるかと思いますので、なるべくスピード感を持って取り組んでまいりますが、いつまでに妥結できるというところの保証はできませんので、ご理解をお願いします。

(渡辺信行) 再質問します。SPCの肩を持つわけではありませんが、普通に考えて、契約どおりに進んでいればSPCも余分な労力を使わなくてよかったですし、精神的にも相当困惑していること思います。市長、本当に誠意を持って交渉していますか。また、SPC側の誠意はどのように感じているのか、お聞きします。

(市長) 直接、協議の場に自分が入っているわけではございませんけれども、ただSPCと市との協議については敵、味方ですとか、そういった構図ではない形で、お互いに西尾市のまちづくりをしていくという中で協議をしていますので、誠意を持って取り組んでいるところであります。直接的にSPC側からの誠意をどう感じられるかというところについては、その場にいることがないでの少しお答えができない部分もありますので、よろしくお願します。

(渡辺信行) それでは、SPC側の誠意ですけれども、企画部次長は出席してみえますが、SPC側の誠意というのはどのように感じてみえるのかお聞きします。

(企画部次長) SPC側の誠意につきましては、例えば市の方から質問等をすることが多々あります。それにつきまして、早く回答をいただいているものと考えております。

(渡辺信行) 再質問します。ちまたでは裁判になるとか、賠償問題が大変とか言われています。実際に、工事の中止に伴う平成29年度分の増加費用においても、市側とSPCと見解が異なっています。お互いに弁護士が入っていての見解の相違ですので、話し合いがつくのか心配しています。裁判にならないことを望んでいますが、もし裁判になれば行政並びに市民にも影響が出てきますし、何よりも敗訴となれば西尾市の責任問題になります。市長一人の責任ならまだしも、西尾市の責任となります。市長、裁判にならないよう交渉を進める、そのあたりの考え方や思いはどのようにですか。

(市長) 基本的には、話し合いの中で妥結できるにこしたことはありませんので、そういった形で合意できるように最善を尽くしてまいりたいと思います。一番、多分ネックになるであろうことは金額的な妥当性というところで、どこに妥当性のラインを引くかというところになるのかなどいうふうには考えております。

(渡辺信行) 誠心誠意、言葉のとおり真心を持って交渉していただきたいと思います。

次に、見直しの市民説明会が4月10日に吉良町、11日に一色町、16日に市役所、17日に寺津町で開催されました。4カ所とも出席し、市民の声を聞かせていただきました。思ったよりも参加者が少なく、関心の低さを感じました。市民の意見を聞いていて感じたことを、数点述べさせていただきます。

1点目として、今までの進め方について批判的な意見が出ていました。これは、PFIの制度を理解されずに進められたからであり、反省点ではありますが、批判を聞いているだけでなく、今の時点においてもPFIがどのような制度であるかを説明すべきであると思いました。そうしないと、間違った解釈をしている人はそのままありますし、理解してみえない人は、いつまでも理解されないままあります。検証室は検証という立場もわかりますが、ただ指摘するだけでなく、資産経営戦略課が公共施設再配置を進めてきた同じ土俵に立って、同じ行政としての立場であることを考えなければいけないと思いました。

2点目として、説明会の答弁の中に弁護士が必要という話がありました。法的解釈などは必要かと思いますが、契約内容は市が理解した上で契約に至ったのではないですか。でしたら、契約まで進めた資産経営戦略課にも協力を得て進めるべきだと思いました。

3点目として、前任者の責任、失敗という言葉も出てきましたが、失敗と判断された市民に対して、前任者の責任と思うのではなく、市役所全体に対する批判、市政を引き継いだ中村市長の責任と受けとめなければなりません。それが行政としての組織の責任であります。そして、市民の期待に沿える内容に見直す姿勢が大切であると感じました。

4点目として、寺津の方の意見ですが、プールは行政サイドで考えるのではなく、子どもサイドに立って考えていただきたい。水泳は体力をつけたり、泳げる力につけるだけでなく、水から命を守る意味があると言わされました。この水から命を守るという言葉が印象に残りました。

それと、これも寺津ですが、女性の出席者が少ないことを感じました。60人ほどの出席者で、女性は1人か2人であったように思います。女性の意見を、いかに吸収するかが課題であると思いました。

それでは質問します。質問要旨(4)見直し方針の説明会で得られた意見は、どのような内容ですか。また、その意見を今後どのように生かされる考えですか。

(企画部次長) 説明会では、見直し方針を支持するとのご意見を多くいただきました。また、一部には今回の見直し方針とは別に、今後、市が進める公共施設再配置にかかるご意見もいただいております。これらのご意見は、見直し方針の実現のために生かしてまいります。

(渡辺信行) 全く中身のわからない答弁です。具体的に、事業を挙げて答弁をお願いします。

(企画部次長) 先ほど答弁させていただいたとおり、市の見直し方針に多くの方から賛意をいただくことができたと考えております。それぞれの事業についての具体的なご提案については、旧一色支所の利活用について等いただいたと認識しております。

また、今回の見直し方針とは別に学校プールや給食調理方式のあり方などについてのご意見もいただいております。これらの意見はホームページで公開させていただいておりますので、目を通していただけたらと思います。

市民からいただいた意見を十分精査し、取り入れるべき点は取り入れてまいりたいと考えております。

(渡辺信行) ホームページに公開しているから目を通してくださいとのことですけれども、4会場とも出席して市民の意見を聞いております。どんな意見があったのかということではなく、得られた参考となる意見はどのように聞いているのです。先ほどの答弁で、取り入れるべき点は取り入れていくということで、そのようにしていただきたいと思います。

次に、方向を変えて再質問します。先ほど申しましたが、説明会で、私でさえいろんなことを感じました。市長も多くのことを感じられたことだと思います。市民の意見を生かしていきたいとか、公共施設再配置の基本理念に沿った内容にしていきたいというような言葉は何回も聞いておりますので、具体的に市長の感じられたことはどのようにお聞きします。市長、どうですか。

(市長) 説明会でということですよね。1つには、11月に行った意見交換会に比べて、全般的に参加者が少なかったというところが感じられました。また、今回、ご意見をいただいた方につい

ては、11月のときにもご意見をいただいた方が多かったように思いますので、今まで直接、ご意見を聞くことがなかつたような方々からのご意見というのは、思っていた以上に少なかつたのかなという印象を持っております。ただ、市が示しました方針の内容については、個別な部分でいろいろご意見もありましたけれども、全面的に反対だというご意見はなかつたように感じておりますし、あと今後の吉良の支所棟ですか、一色の支所などのように具体的に提案いただいたところについては、そういったご意見もしっかり踏まえた形で詳細を決めていきたいなというふうに思っております。

(渡辺信行) 説明会で意見を述べられた多くが、見直しに賛成の方だったと思います。見直し内容については地元の意見をもっと聞いて、地元の人と話し合って結論を出していくと答弁してみましたので、今後、偏った意見や大きな声を聞くのではなく、多くの意見を聞いて進めていただきたいと思います。

次に、説明会に関連して再質問します。3月28日にSPCの構成企業、協力企業を対象に見直し方針の説明会が開催されています。17社で、22人の参加者があったと報告を受けました。参加者の反応はどのようにでしたか。

(企画部次長) 参加者の反応としまして、質問などいろいろありました。その中で、数点読み上げさせていただきますと、今回の見直しによってPFI事業から離脱を余儀なくされる企業もある。補償はどうなるのかとか、事業契約は要求水準書の変更という形で通知が来るのかといった質問もありました。当然、SPC側の企業でありましたので、今回の見直しに対して、私たちの企業はどうなるのかといった不安の声が寄せられたと感じております。

(渡辺信行) これから鍵になるのがSPCとの協議であります。先ほども申しましたが、上から目線ではなく、協働の精神で交渉し、新たなまちづくりに取り組んでいただきたいと思います。SPCは敵ではないです。PFIを推進してきた資産経営戦略課も同じですが、まちづくりの同志です。関係者が一丸となって、見直し事業に取り組んでいただくことを期待しております。

次の質問に移ります。説明会の答弁の中に、身の丈に合った内容にするという言葉がありました。3月議会で、西尾市の身の丈に合った契約とはどのようなものですかと質問しました。そのときの答弁は、具体的な金額を示すことはできないが、歳出の規模をもう少し減らしたい、そして規模をできる限り縮小する中で変更していくことを述べられました。また、説明会でも質問が出され、わからないと答えてみました。見直し事業内容が確定していないこともあります、見直しの鍵となるのが見直しによる経費の節減と効果であります。これを、はっきりさせなければなりません。事業を縮小すれば節減できるのは当たり前ですので、そうではなく、見直した効果を出さなければ意味がありません。

質問要旨(5)見直しによる削減額または規模縮小の目標、効果をどのように考えていますか。

(企画部次長) 今回の見直しにより、建設や改修を取りやめることにより事業費の削減となると考えております。しかし、市には、それらの事業費についての削減額を試算できる資料がないため、具体的な金額について算出することが難しく、試算はできていません。

今回の見直しは、市民ニーズに合っていないことの意見をいただいた事業について工事を中

止し、市民のご意見をお聞きしながら見直し方針を検討してまいりました。

財政効果については、少なくとも現契約金額を上回ることがないように、規模については縮小することを原則に進めてまいります。

(渡辺信行) 削減額の試算はできていない、財政効果も具体的にはわからない、規模は縮小するとの答弁です。不透明な計画だと思います。例えば、情報伝達や文章構成などに使われるフレームワークとして、5W1Hや6W2Hなどありますし、トヨタ式5W1Hは問題解決手法としてあります。また、業務改善にはPDCAがあります。今回の見直しも1つの改善でありますので、しっかりプランを立てて進めるべきだと思います。

再質問します。見直し後のVFMを算定していないということです。従来の方式と比べて、PFIの方が総事業費をどれだけ削減できるかを示す割合であって、検証には大切な要素だと思います。経費がかかるから算定しないと聞きましたが、見直し事業のVFMの考え方をお聞きします。

(企画部次長) PFI事業の見直しに当たり、VFMの再度の算定については法律上求められておりませんので、VFMの評価を行う予定はございません。しかしながら、見直し方針の具体化を進める中で、補助金の活用や地方交付税の措置がなされるかどうかなど、事業ごとに財政上の効率性の検証は必要であると考えております。

(渡辺信行) 見直しで大事なことは、市民の納得のいく内容にすることであり、市民の本当の声を反映させなければなりません。

茨城県神栖市のPFI見直しの記事を見られたことと思います。171億円の事業に対して、住民投票で見直しを求める票が多数を占め、見直しを掲げて初当選した市長が、業者への補償が45億円と膨らむこと、SPCと事業規模を縮小するための協議が難航したことで、見直しを断念したと報道されていました。颶田議員の質問要旨に上がっていますので内容には触れませんが、賠償についてのみお聞きします。

神栖市と西尾市とは見直し内容が異なるようですが、SPCから40億円、50億円の補償の話が出されることはないですよね。市長は先を見てみえると思いますので、どのように捉えているのかお聞きします。市長、お願ひします。

(市長) 今回の見直し方針どおりに進むという仮定の中でお話すれば、その金額まではいかないだろうというふうには考えておりますが、相手側からどの金額を出されるかは、それが必ずしも適正な金額であるという保証まではありませんので、絶対にそういうふうにならないということまでは言えませんが、なるべくそういった金額が大きくならないような形で話をまとめていくように最善の努力はしてまいります。

(渡辺信行) 見直しはスタートしております。冒頭に申し上げましたが、市民のための適正な見直し内容であって、西尾市の新たなまちづくり、そして公共施設再配置の効率的・効果的な施設の維持管理、運営、配置の実現に向けて努力していただきたいと思います。

さらに願うのは、市長の市政運営のスローガンであります「人をつなぎ、未来へつなぐ、まちづ

くり」そんな公共施設再配置になることです。公共施設再配置の一般質問がいつまで続くのか、それも懸念される質問、不透明な答弁が繰り返されているだけです。これからは順調な進捗状況の質疑、答弁がされることを期待しまして議題1を終わります。

議題2 個別外部監査の実施内容について。

西尾市は、個別外部監査契約に基づく監査に関する条例を、平成28年9月30日より施行しています。そして、28年度に1件、29年度に1件実施しているところであります。内容としましては、公共施設再配置第1次プロジェクトに係る特定事業契約に基づく西尾市の事務の執行に対する個別外部監査であります。28年度に制度化したものであります、まだまだなじみがありませんし、公共施設再配置事業がPFI方式になったためといいますか、モニタリングの精度を上げるために制度化したものだと思っています。

目的は、特別目的会社エリアプラン西尾の業績監視業務に対して、外部の専門的視点からの監査であり、監査の対象業務は市が行う監視、いわゆるモニタリング業務における市の業績監視方法及び監査結果について実施しています。28年度の監査報告は、29年3月15日に行われております。そして、29年度の監査報告は30年3月20日に行われました。監査の対象事業、監査の着眼点、監査の実施内容、そして指摘事項や意見が述べられています。監査従事者は公認会計士、弁護士、建築士、税理士の9人であり、監査費用は28年度が317万5,200円、29年度が540万5,400円となっています。

それでは質問いたします。質問要旨(1)平成28年度と29年度に実施された公共施設再配置第1次プロジェクト事業の監査内容と監査結果はどのようにですか。

(総務部長) まず、個別外部監査の実施内容でございますが、公認会計士である監査人及び会計分野や建築分野の専門知識を持った監査人補助者により、関係資料の閲覧や現場確認、関係者からのヒアリングを行っていただきました。具体的には、平成28年度には、きら市民交流センター(仮称)支所棟の設計業務を初めとする5業務、平成29年度は、きら市民交流センター(仮称)支所棟の開発業務を初めとする11業務に対して、市が行う業績監視方法及び監査結果並びに監査の対象としたしました。

次に、監査の結果でございますが、平成28年度は1件の指摘事項と3件のご意見を、また平成29年度は1件の指摘事項と5件のご意見をいただいております。

(渡辺信行) 監査結果として、28年度、29年度とも指摘事項と意見があったということです。それでは、その内容と対応についてお聞きします。

質問要旨(2)公共施設再配置第1次プロジェクト事業の監査報告書にて指摘された事項や意見の内容はどのようにですか。また、対応はどのようにしましたか。

(資産経営戦略局長) まず指摘事項では、平成28年度は、設計図書作成段階の変更プロセスの可視化が図られていないことが問題点として挙げられたことから、設計協議における市、特別目的会社双方からの質問・要望事項に対する回答・進捗を表形式に整理いたしました。平成29年度は、PFI特定事業契約書で規定された市が行うべき承認手続につきましては、本来であれば異なる2つの契約条文に基づき承認すべきであったところ、1つの条文のみを根拠として対応しておりました。このため、根拠となる条文が不明確であったことが問題点として挙げ

られたことから、今後は、承認手続の根拠条文を1つずつ明確にして対応してまいります。

次に、意見につきましては、改善措置を講じたものとして、平成28年度は特別目的会社から提出されるSPC維持組成に係る年間業務計画書への予算の記載につきまして、平成29年度の年間業務計画書から記載することとしました。また、平成29年度は、包括マネジメント業務において、実際に有資格者により実施されているか、特別目的会社を通じてメンテナンス業者に対する確認作業を整理することにつきましては、特別目的会社の確認内容を市においても再確認することとしました。

(渡辺信行) 次に、質問要旨(3)公共施設再配置第1次プロジェクト事業で、1年に540万円ほどの経費を使用している個別外部監査制度を、どのように評価していますか。

(総務部長) 今回の個別外部監査の実施につきましては、特定事業契約書により市が実施したSPCに対する業績監視結果及び、その方法並びにPFI事業における市のモニタリング業務の全体計画の監査が目的でございます。その監査に当たっては弁護士や公認会計士など、高度な専門知識が必要となります。外部の専門的視点による監査を実施することで、市が行うモニタリング精度を上げることにもつながり、有用であったと考えます。

また、監査費用につきましては、監査報酬算定のためのガイドラインに基づく積算でございまして、本年3月20日に提出をされました西尾市の事務の執行に対する個別外部監査報告書も、契約に基づき適正に作成をされております。

したがいまして、個別外部監査制度の導入は、本市の監査機能に対する市民の信頼確保とともに、市の監査機能の独立性と専門性について一層充実が図られたものと評価をしております。

(渡辺信行) 再質問します。監査は本来、監査委員が行うものですが、個別外部監査の実施に当たっては、条例第2条第3項の規定により監査委員の監査にかえて行うものであり、監査委員から適正であると認められた上に市議会の議決を求められるものであります。先ほどの質問と同趣旨になりますが、監査委員事務局はどのように評価しているのかお聞きします。

(監査委員事務局長) 本事業における監査については、会計分野や建築分野といった多岐にわたる分野での専門性が必要なことから、市長から個別外部監査の求めに対し、監査委員は適正である旨の意見を出しております。外部監査人から報告されました監査の結果を見ますと、市のモニタリング手法や手続が適正に行われない場合のリスクを着眼点に監査は実施されておりまして、指摘事項のほかに市の事務執行における参考としての意見もいただいております。

専門的な視点により実施された監査は、市の監視能力及び精度の向上につながるものと評価しております。

(渡辺信行) 個別外部監査契約に基づく監査に関する条例は、公共施設再配置PFI事業のために制度化したものです。現在、PFI事業に対して実施していますが、今年度の取り組みと今後の、そのほかの事業も含めた運用についてお聞きします。

質問要旨(4)公共施設再配置PFI事業に対する今年度の実施は、どのように考えていますか。また、それ以外の運用についてはどのように考えていますか。

(資産経営戦略局長) まず、資産経営戦略局関係分についてご答弁申し上げます。

公共施設再配置PFI事業に対する今年度の個別外部監査の実施につきましては、その対象となる範囲が、平成30年3月5日に公表しましたPFI事業の見直し方針に基づいて、現在、進められているSPCとの交渉協議の内容及び結果によって大きく変わってくることが想定されることから、交渉協議の状況を見きわめつつ適切な対応を検討してまいります。

(総務部長) 総務部関係分について、ご答弁申し上げます。

個別外部監査の今後の運用でございますけれども、西尾市個別外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条の規定に該当いたしまして、より専門的で独立した立場の外部監査人による監査が必要な事例が生じた場合には、制度を活用してまいります。

(渡辺信行) 以上で議題2を終わり、次の議題に入ります。

議題3 地域学校協働活動の推進について質問いたします。

定例小中校長会が毎月開催され、教育長があいさつしてみえます。毎回、読ませていただきしておりますが、4月4日に開催されました平成30年度第1回のあいさつの中に地域学校協働活動の推進がありました。学習指導要領のキーワードでもある「社会に開かれた教育課程」の目指すところの地域社会との共有・連携を密にし、実現を図りたいとされています。単に保護者や地域の中心となる方だけでなく、地域の高齢者、民間企業、各種団体など幅広い参画が求められ、これまで以上に地域との連携、協働を深め、地域全体で未来を担う子どもたちの育成を図るべく諸活動の推進が述べられていました。西尾市で学ぶ小・中学生は1万5,000人ほどであり、将来の日本、西尾市を担う大事な宝でありますので、健やかに育ってほしいという思いは教育関係者のみならず、市民の願いであります。

教育長のあいさつを目にしてから、中央教育審議会の答申を読んでみました。中教審3答申の実現に向けて、次世代の学校・地域創生プランが示されています。答申1は、地域からの学校改革・地域創生で、保護者や地域住民、企業やNPOなどによる地域と学校の連携と協働であります。答申2は、学校の組織運営改革で、教員や保護者、子ども、スクールカウンセラーなど、チーム学校としての取り組みであります。答申3は、教員改革で、養成・採用・研修を通じた不断の資質向上であります。これら連携により、よりよい社会をつくるという目標のもと、教育課程を介して地域社会とつながる学校、社会に開かれた教育課程の実現となっています。そして、学習指導要領には次のように述べられています。

これからの時代に求められる教育を実現していくためには、学校教育を通して、よりよい社会をつくるという理念を学校と社会とが共有し、必要な学習内容をどのように学び、どのような資質・能力を身につけられるようにするかを教育課程において明確にしながら、社会との連携及び協働により、その実現を図っていくこととされています。言葉ではわかるような気がしますが、実現となりますとなかなか困難なように思われます。教育長が発した言葉を、どれだけの教員が理解されるのか、また実現に向けて学校がどのように動き、そして保護者や地域住民、企業やNPOなどにどれだけ理解してもらえるのかが課題であると思います。

子どもたちの人間性を高めるために学校関係者には頑張っていただきたいと思いますし、今後は、さらなる推進を願っているところであります。

それでは質問いたします。西尾市の今までの取り組みについてお聞きします。

質問要旨(1)今までの地域との連携による諸活動の推進の内容と実績はどのようにですか。また、どのように評価していますか。

(教育長) 西尾市では、保護者や地域の方々のご理解やご協力をいただきながら、地域と連携した特色ある教育活動を行っております。総合的な学習の時間では、町探検や校区の自然、防災を題材にした学習などで、地域にお住まいの専門的な知識や経験がある方を講師としてお招きし、学びを深めることができました。また、校区の行事で学びの成果を発表したり、身につけた資質や能力を生かしてボランティア活動に参加したりすることができました。

これらの場面で見られる子どもたちの生き生きした姿が、社会とのつながりを意識した教育活動を推進した成果であるというふうに考えております。

(渡辺信行) 次に、さらなる推進のための今後の取り組みについてお聞きします。

質問要旨(2)中央教育審議会答申において、社会に開かれた教育課程の実現を目指すとされていますが、さらなる推進のために、今後の取り組み内容をどのように考えていますか。

(教育長) 今後の取り組みとしましては、授業や行事等における町の先生や、本の読み聞かせや学校環境整備ボランティア等の拡充、空き教室利用や自主防災活動の共同実施、お祭りや地域行事への参加、協力などが考えられます。

今後は、これらの活動を、地域のコーディネーターが中心となってとりまとめていく必要があると考えております。それぞれの学校や地域の実情に合わせた持続可能な形を工夫して進めていくことを検討しております。

(渡辺信行) 再質問します。中央教育審議会答申の記述を見てみると、地域の人的・物的資源の活用、学校教育が社会と共有・連携、地域協働活動という表現がされています。近年、協働という言葉が使われるようになりましたが、協働とは、複数の主体が目標を共有し、ともに力を合わせて活動することであり、この概念は地方自治の分野で、まちづくりの取り組みに不可欠なものとして唱えられています。

西尾市の総合計画を見てみましても、まちづくりの理念に示されていますし、地方自治の分野において核をなす価値観の1つとなると思われます。しかし、協働概念を構成する要素として、目標の共有化、主体間の並立や対等性の確保、補完性の確保、責任の共有など、仕組みづくりが課題であると言われています。口で言うほど簡単ではありませんので、相当な労力と研究が必要であると感じております。そのあたりの取り組みをどのように考えているのか、お聞きします。

(教育長) 地域の人的・物的資源の活用や、学校教育の社会との連携につきましては、先ほど申し上げましたように総合的な学習の時間や各行事で、さまざまな活動が行われております。ただ、地域協働活動のあり方につきましては、各学校や学校を取り巻く地域の状況がそれぞれ

違っておりますので、現在、学校を地域のコミュニティの拠点として活用する事業を進めております一色南部小学校の実績をもとに、仕組みづくりについて各学校、地域の実情に合うように研究をしてまいりたいと思っております。

(渡辺信行) 社会に開かれた教育課程は、国、自治体、各学校が連携しながら、それぞれの領域で行うべきことを実行していかなくては実現できません。西尾市に通う子どもたちにとって、どのような教育課程が必要なのか、学校を取り巻く人々が考えなければなりません。教育委員会のリーダーシップを期待しまして議題3を終わり、6月議会の一般質問を終わります。ありがとうございました。